

# 神戸市療育ネットワーク会議「第4回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」

(日時)令和3年3月 25 日(木)15:00～

(場所)三宮研修センター 605 会議室

---

## 議 事 次 第

---

### 1. 開 会

### 2. 議 題

- (1) 神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制について
- (2) 就学時のつなぎ・情報連携について

### 3. 閉会

---

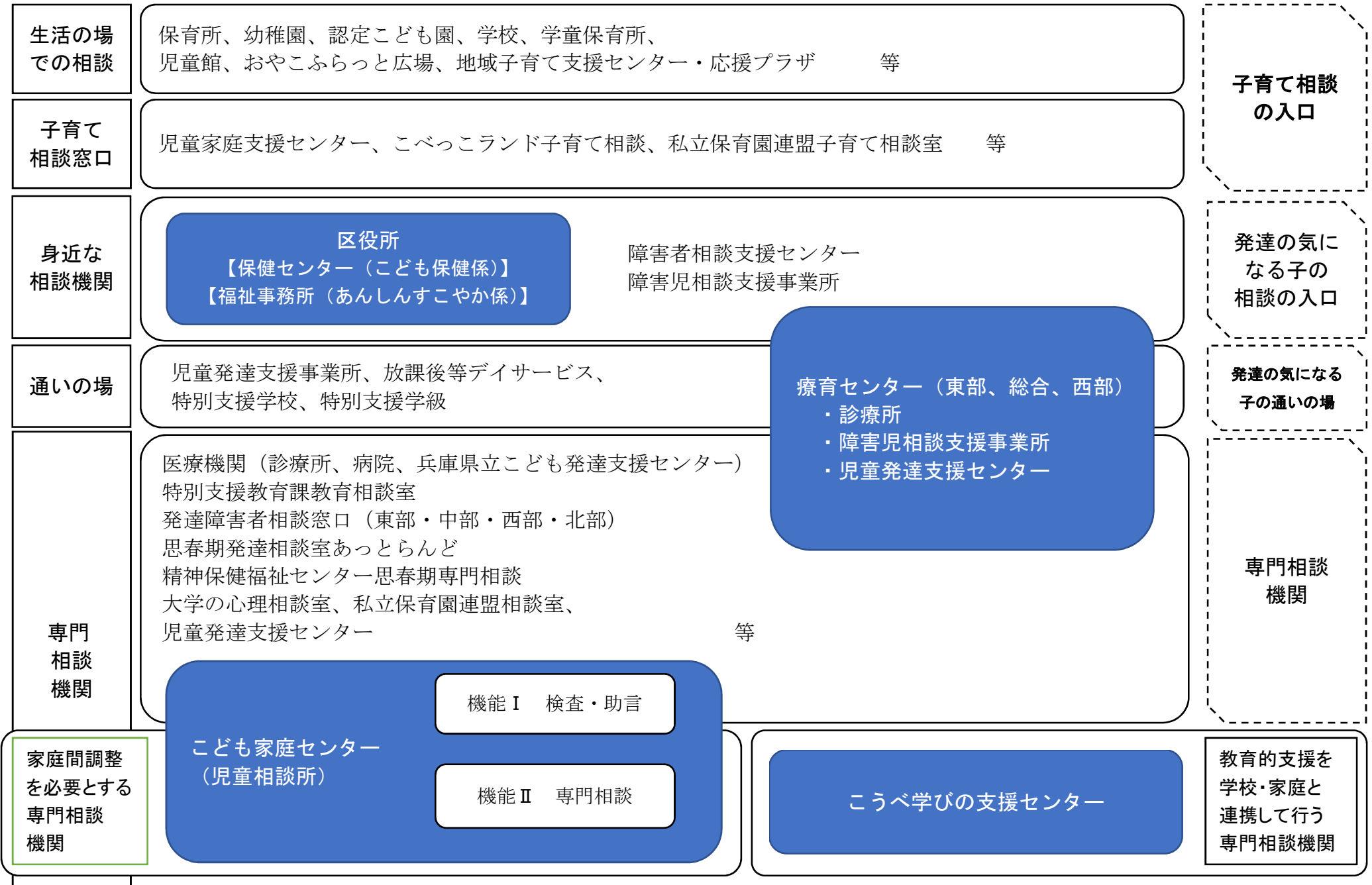
## 資 料

---

- 資料1 神戸市の発達の気になる子どもたちの相談支援機関の位置づけ
- 資料2 発達の気になる子どもたちの行政(神戸市)の相談支援機関
- 資料3 目指す方向性(案)
- 資料4 就学前の発達の気になる子どもの所属機関における支援体制・就学時の引継ぎについて(神戸市の現状)
- 資料5 市立幼稚園教員向け指導の手引きより 抜粋
- 資料6 就学支援ガイド
- 資料7 神戸市幼稚園インクルーシブ教育推進相談員
- 資料8 要録 参考様式
- 資料9 第3回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議(令和3年 12 月 17 日)の議事要旨

[参考] 神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議(概要)

# 神戸市の発達の気になる子どもたちの相談支援機関の位置づけ①（案）





# 神戸市の発達気になる子どもたちの相談支援機関の位置づけ（案）の説明

## 【図全体の説明】

- ・それぞれの機関を機能別に分類しています。法律等による機関名と固有の機関名による表示が混在しています。
- ・位置づけの図では下にいくほど専門的な相談ができることを示しています。専門相談支援機関ほど、相談の待機が長くなる傾向があります。
- ・「子育て相談」「発達相談」「障害相談」と言うと幅が広く、それぞれの事業所ごとに、対応可能範囲、得意分野が異なりますが、図①②には反映できていません。
- ・相談のきっかけ、入口は個々の状況によって異なり、必ずしも図の上から下へ流れるものではありません。
- ・一般的な相談のきっかけとしては、主に①保護者等が気になった、②乳幼児健診で指摘された、③保育所等の集団の中で気になった（指摘された）の3つが考えられます。そのため、①保護者の不安に寄り添うこと、②乳幼児健診でのスクリーニングと支援機関へのつなぎ、③保育所等の所属機関での支援、が重要と考えられます。
- ・一般的に「早期発見・早期支援」と言われますが、子どもの成長は個人差があり、家庭等の生活環境によって困りごとの発生時期が異なりますので、支援のタイミングもそれぞれに異なります。  
早期に医療につなぎ、診断を受けて、治療やリハビリを受ける必要がある場合もあれば、発達障害と診断するにはもう少し大きくなるまで様子を見る必要がある場合もあります。  
また、心理検査の実施や診断を急ぐ保護者がいれば、診断を望まない保護者もおられます。障害者手帳も全ての方が必要であるとは限りません。
- ・繰り返しの発達検査を希望される保護者がおられますが、発達検査の実施は一定の期間を空けることが望ましいとされており、相談の重複を避けるためにもその周知をすることが必要と考えられます。
- ・神戸市においては、発達気になる子どもにワンストップで対応できる機関はありません。それぞれの機関がそれぞれの機能を活かして、個々の「困りごと」や保護者等の希望に合わせて、対応できる支援機関につなぐことが求められます。  
特に、医療が必要な児童を早期に医療機関につなぐために、乳幼児健診等のスクリーニング機能を高める必要があります。

## 【機関の説明】

### ○区役所

- ・身近な相談機関である区役所（又は支所）には、保健福祉部（又は保健福祉課）に、保健センターと福祉事務所の機能があります。
- ・こども保健係（保健センター）では、妊娠期から子育て期にわたる相談支援を保健師等が対応しています。乳幼児健診を実施し、乳幼児の心身の状況を確認し、疾病や障害、不適切な療育等の早期発見と早期対応に努めています。
- ・あんしんすこやか係障害担当（福祉事務所）では、保健福祉サービスや手当等の相談・手続に対応しています。

### ○療育センター

- ・神戸市立の3か所の療育センターは、3つの機能（診療所・相談支援事業所・児童発達支援センター）を持っており、「身近な相談機関」「通いの場」「専門相談機関」の3分類にまたがる形にしています。療育センター診療所は、障害児の診察（診断）、検査（心理・発達検査を含む）、リハビリができる機関です。知的・発達障害児は、小学校低学年までとなっています。

### ○医療機関（診療所・病院）

- ・「専門相談機関」に分類していますが、発達の気になる子どもの診察が可能な診療科は限られます。また、発達検査やリハビリが可能な医療機関も限られます。
- ・医療機関では、診察・検査により、診断を行います。特別児童扶養手当等の診断書の交付も行います。てんかんや先天性異常などの治療可能な疾患に対しては、治療を行います。

### ○県立こども発達支援センター

- ・障害児相談支援の機能はなく、医療機関として分類しています。明石市内にある兵庫県立施設で、神戸市民も利用できますが、神戸市の療育センターと機能が重複しているため、積極的に広報しておらず、『障害のある子ども・医療的ケアが必要なこどもの支援ハンドブック』には記載していません。利用を希望する場合は、神戸市発達障害者支援センターを通じて受診依頼をする必要があります。

### ○こども家庭センター

- ・こども家庭センター（児童相談所）は、発達の気になる子どもへの専門相談機関として、（Ⅰ）療育手帳等の検査・判定と助言、（Ⅱ）心身に障害のある児童の家庭間調整を必要とする療育や施設入所等の専門的な相談の二つの機能を有しています。
- ・療育手帳交付は、国の制度要綱により児童相談所又は知的障害者更生相談所で判定することとされており、神戸市では児童（18歳未満）は児童相談所で判定することとなっています。手帳の交付申請は、居住地の区役所・支所のあんしんすこやか係で行います。（こども家庭センターは医療機関ではないので、診断や診断書の作成はできません。）

## 発達の気になる子どもたちの行政（神戸市）の相談支援機関

### 区役所・北須磨支所

《子どもの発達や障害についての総合相談と保健福祉サービスや手当等の相談・手続に対応します。》

#### 保健福祉部（保健センター・福祉事務所）

- 健康福祉課あんしんすこやか係：身体・知的・精神障害・難病の総合窓口、手帳の申請、障害福祉サービス利用の相談、手当自立支援医療、特定医療費（指定難病）、在宅重症心身障害児訪問看護支援事業、介護手当等
- こども家庭支援課こども福祉係：子どものための教育・保育給付（保育所・認定こども園）  
こども保健係：乳幼児健診、子どもの成長、発達や育児、予防接種等子どもと保護者の心と身体の健康相談  
小児慢性特定疾病医療費助成、未熟児養育医療給付、児童の保護・育成（児童虐待防止）

#### 総務部

- 保険年金医療課：医療費助成（こども、重度障害者、ひとり親家庭等）

### 療育センター（東部・総合・西部）

《障害児の診察（診断）、検査（心理・発達検査を含む）、リハビリができる機関》

- 診療所：主に小学校低学年までの知的・発達障害児、18歳未満の肢体不自由児及び小学校就学前の難聴児（\*）を対象に、子どもの障害に応じた専門的な医療を提供します。 \*難聴児の診療は総合療育センターのみ
- 児童発達支援センター：通園による療育、親子教室
- 相談支援事業所：子どもの障害に関する相談対応、障害児支援利用計画の作成

### こども家庭センター

《児童の福祉の向上を図るための専門相談機関。》

心身に障害のある児童の家庭間調整を必要とする療育や施設入所等の専門的な相談に対応します。》

※療育手帳は、各区役所・北須磨支所に交付申請を行い、こども家庭センターで検査・判定を行います。

## 目指す方向性(案)

### 1 相談支援機関の役割分担の整理

- たらい回しや重複利用を防ぎ、市民が速やかに必要なサービスを受けられるようにする。
  - ・特に、こども家庭センターと療育センターの整理。
  - ・乳幼児健診によるスクリーニング機能の整理、強化。
  - ・医療が必要な児童を、速やかに医療につなぐしくみの構築。アセスメントシートの作成。

### 2 相談支援機関の周知(広報)

- ①支援者向けと②市民向けの周知。それぞれに周知できる資料を作成する。特に支援者向けに力を入れる。
  - ・支援ハンドブックのバージョンアップ
  - ・神戸市ホームページ等にわかりやすい説明とFAQを掲示
  - ・障害児支援サービス事業所のサービス内容がわかる一覧の作成

### 3 相談支援機関のスキルアップ

- それぞれの機関がそれぞれの役割により相談支援ができる体制の構築
- 地域全体で重要な支援体制を構築するために、長期的視点で、それぞれの相談支援機関への支援を行い、スキルアップを図る。
  - ・相談支援機関のネットワークを活用した研修・連絡会等（医師会の子育て支援研修会、神戸市寄附講座、自立支援協議会等）
  - ・市発達障害者支援センターによる会議・研修、市福祉局監査指導部による監査・巡回指導
  - ・児童発達支援センター等が実施する保育所等支援事業を通じて、地域の家庭と共に支援者を支える取り組みの充実

### 4 支援機関間での要支援児童の情報共有

- 情報共有のしくみの構築
  - ・小学校就学時に、保育所・幼稚園・認定こども園、児童発達支援事業所等の支援情報と小学校（教育委員会）で共有
  - ・就学後に、放課後等デイサービスと小学校で共有
  - ・保護者が作成する「サポートブック」情報を支援機関と共有
- ※まずは、方法と様式の統一を目指す
- 就学前相談を充実させ、小学校就学がスムーズに行えるように支援する。

## 就学前の発達の気になる子どもの所属機関における支援体制・就学時の引継ぎについて（神戸市の現状）

所属	所属での支援体制	所属で作成する 指導計画・支援計画	関係機関との連携	就学時の引継ぎ	
保育所 (公立・私立)	<ul style="list-style-type: none"> <li>すこやか保育支援事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>保育士加配</li> <li>すこやか保育巡回指導</li> <li>すこやか保育巡回指導研修</li> </ol> </li> <li>発達障がい児の研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の指導計画               <ol style="list-style-type: none"> <li>作成は努力義務</li> <li>任意様式 (参考様式あり)</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援事業所との支援会議 * 併用児童がいる場合、各施設で必要に応じて実施。</li> <li>「神戸つばめプロジェクト」 (保幼小連携推進事業) * 合同研修による連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保育所児童保育要録」を進学先へ送付               <ol style="list-style-type: none"> <li>作成は必須</li> <li>統一様式</li> <li>全児童共通書式(支援が必要な児童の引継ぎ用ではない)。</li> </ol> </li> <li>小学校との連絡会・情報共有(*) 施設ごとに方法は異なるが、保育所が小学校の教員に対して、要録等を用いて児童の様子などを具体的に説明。</li> </ul>	
認定こども園	保育所からの移行園	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の教育及び保育支援教育計画</li> <li>個別の指導計画               <ol style="list-style-type: none"> <li>作成は努力義務</li> <li>任意様式 (参考様式あり)</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通級による指導 「神戸市通級指導教室」 (すこやか保育支援事業との併用不可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を進学先へ送付               <ol style="list-style-type: none"> <li>作成は必須</li> <li>統一様式</li> <li>全児童共通書式(支援が必要な児童の引継ぎ用ではない)。</li> </ol> </li> <li>小学校との連絡会・情報共有(*) 上記の保育所と同様</li> </ul>	
	幼稚園からの移行園	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立幼稚園等子育てカウンセラー事業(兵庫県)</li> <li>インクルーシブ教育推進相談員による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の教育及び保育支援教育計画</li> <li>個別の指導計画               <ol style="list-style-type: none"> <li>作成は努力義務</li> <li>任意様式</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通級による指導 「神戸市通級指導教室」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を進学先へ送付               <ol style="list-style-type: none"> <li>作成は必須</li> <li>統一様式</li> <li>全児童共通書式(支援が必要な児童の引継ぎ用ではない)。</li> </ol> </li> <li>小学校との連絡会・情報共有(*) 上記の保育所と同様</li> <li>インクルーシブ教育相談員による、小学校へのスムーズな移行</li> </ul>
幼稚園	私立	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立幼稚園等子育てカウンセラー事業(兵庫県)</li> <li>インクルーシブ教育推進相談員による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の教育支援計画</li> <li>個別の指導計画               <ol style="list-style-type: none"> <li>作成は努力義務</li> <li>任意様式</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通級による指導 「神戸市通級指導教室」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「幼稚園幼児指導要録」を進学先へ送付               <ol style="list-style-type: none"> <li>作成は必須</li> <li>統一様式</li> <li>全児童共通書式(支援が必要な児童の引継ぎ用ではない)。</li> </ol> </li> <li>小学校との連絡会・情報共有(*) 上記の保育所と同様</li> <li>インクルーシブ教育相談員による、小学校へのスムーズな移行</li> </ul>
	公立	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校の「センター的機能」による支援</li> <li>市立幼稚園支援プラン</li> <li>インクルーシブ教育推進相談員による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の教育支援計画 「学びの支援ネットワークプラン」</li> <li>個別の指導計画               <ol style="list-style-type: none"> <li>作成は努力義務</li> <li>任意様式 (参考様式あり)</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援事業所との支援会議 * 併用児童がいる場合、各施設で必要に応じて実施。</li> <li>「神戸つばめプロジェクト」 (保幼小連携推進事業) * 合同研修による連携</li> <li>通級による指導 「神戸市通級指導教室」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「幼稚園幼児指導要録抄本」を進学先へ送付               <ol style="list-style-type: none"> <li>作成は必須</li> <li>統一様式</li> <li>全児童共通書式(支援が必要な児童の引継ぎ用ではない)。</li> </ol> </li> <li>小学校との連絡会・情報共有(*) 上記の保育所と同様</li> <li>インクルーシブ教育相談員による、小学校へのスムーズな移行</li> </ul>
児童発達支援	<p>〔支援の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。</li> </ul> <p>〔支援者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導員、保育士等 (職員配置基準あり)</li> </ul> <p>〔利用要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要が認められる児童。</li> <li>利用にあたっては、「障害児支援受給者証」が必要。</li> <li>事業所と契約に基づき利用。</li> <li>制度上は、保育所や幼稚園、認定こども園等との併用可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別支援計画 (児童発達支援計画)               <ol style="list-style-type: none"> <li>作成は必須</li> <li>任意様式 (参考様式あり)</li> </ol> </li> </ul> <p>※利用に際し、障害児相談支援事業所(相談支援専門員)、またはセルフプランによる「障害児支援利用計画」(様式あり)(必須)</p>	<p>◇関係機関との連携を行った場合に 加算の算定が可能。</p> <p>関係機関連携加算(Ⅰ)</p> <p>〔目的〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、幼稚園、認定こども園等との連携体制の構築、児童の状態や支援方法の共有。</li> </ul> <p>〔実施方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等との支援会議や連絡調整による個別支援計画の作成又は見直し。</li> <li>月1回を限度に加算可</li> </ul>	<p>◇進学先への移行支援を実施した場合に 加算の算定が可能。</p> <p>関係機関連携加算(Ⅱ)</p> <p>〔目的〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の状態や支援方法について、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする。</li> </ul> <p>〔実施方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校や特別支援学校に入学する際の連絡調整等。</li> <li>児童の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで進学先に渡す。</li> <li>文書は任意様式</li> <li>1回を限度に加算可</li> </ul>	

## 【参考】「サポートブック」について

- 保護者が任意で作成し管理する。
- 子どもを預かってもらう場合(保育所、幼稚園、学童保育、後援会での託児など)、預かる人(支援者)に知っておいてほしい「子どもの情報」(困ったことが起こった場合の対応方法等)をまとめた冊子。
- 作り方・使い方ガイドや記載様式は、神戸市発達障害者支援センターのホームページからダウンロードが可能。



みんなの特別支援教育 ③幼稚園編 「すべての子供たちの わかった・できた・やってみようを支える特別支援教育」(平成31年4月神戸市教育委員会発行)より抜粋

### ④関係機関との連携 ～小学校へのスムーズな移行～

小学校へのスムーズな移行には、適正就学と就学先への速やかな情報伝達（教育相談も含む）が大切です。

小学校（通常の学級・特別支援学級）		特別支援学校
就学までの大まかな流れ		
	小学校	保護者
4月		
5月	教育相談は随時受け付けています。	
6月		
7月		
8月		
9月		校区の小学校から入学前健康診断のお知らせが届く（下旬）
10月	入学前健康診断	
11月	（10月末～）	
12月		
1月	神戸市小学校	就学通知書が届く（下旬）
2月	オープンスクール	
3月	入学説明会（1月末～）	

特別支援学校入学に際しては願書提出が必要です。就学手続きに必要な書類や手続き内容は、兵庫県立学校、県内の市立学校、県外の学校によってそれぞれ異なります。特別支援学校入学案内を参考にして、入学予定の特別支援学校へお問い合わせください。

余裕をもって就学準備を進めていただくために、教育相談は早目に受けてもらうように保護者に声をかけください。

### 関係機関との連携 ～スクールクラスターの活用～

子供の支援について、幼稚園が相談できる場所はありますか？

#### 特別支援学校の『センター的機能』

特別支援学校には、専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を果たしていくことが求められています。特別支援学校では、地域支援コーディネーターを中心に幼稚園・小中学校に向けて様々な支援を行っています。詳しくは、『学校園のための特別支援学校のセンター的機能活用ガイドブック』（28年4月）をご覧ください。

#### 通級による指導

『神戸市通級指導教室』では、幼児の育ちや学びを支えています。『通級による指導』とは、障害の状態がそれぞれ異なる個々の幼児に、個別指導やグループ指導などの特別な指導をきめ細やかに行う教育のシステムです。神戸市には「きこえとことばの教室（言語・聴覚）」「そだちとこころの教室（自閉症・情緒障害）」があわせて14教室あります。

#### 市立幼稚園支援プラン

通級指導教室の担当者が市立幼稚園からの依頼を受けて、園を訪問し支援の必要な幼児の保育について先生方と相談に応じます。詳しくはイントラをご覧ください。

#### インクルーシブ教育推進相談員

公立・私立を問わず、幼稚園から小学校へのスムーズな移行をお手伝いします。依頼を受けた幼稚園に訪問し、幼稚園での支援体制の構築や幼・小連携の推進、幼児への支援などについて助言をさせていただきます。

小学校の特別支援学級や特別支援学校の小学部への就学をお考えの保護者の方へ

# 就学支援ガイド

～お子様の就学を支えるために～

お子様は、これまで様々な人との関わりの中で成長されてきたことと思います。就学後もますます成長していけるよう、お子様にとってふさわしい学びの場や必要な支援等について、学校や関係機関と相談を進めていただき、安心して入学を迎えていただくことを願っております。

神戸市教育委員会 特別支援教育課  
078-984-0736



特別支援学級では  
どんなふうに学ぶのかな。

特別支援学校は  
どんな学校なのかな。

## 1. どこに相談すればいいの？

○小学校での生活に不安があれば…

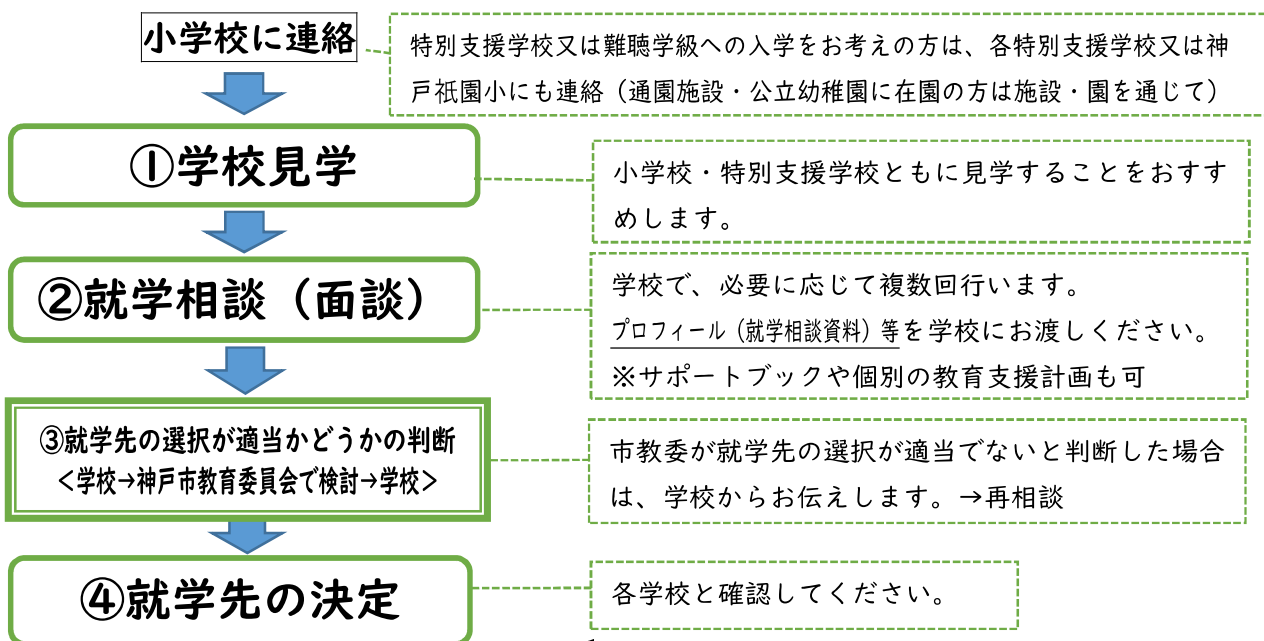
- ・まずは、校区の小学校に遠慮なくご相談ください。

※通園施設・公立幼稚園に在園の方は、施設・園を通じて連絡

- ・学びの場や学校生活について一緒に考えさせていただきます。
- ・学校で医療的ケアが必要な方は、早めにご相談ください。
- ・小学校に相談する前に発達に関する相談をお考えの場合は、関係機関（「4. 発達について相談するところは？」を参照）に連絡してください。

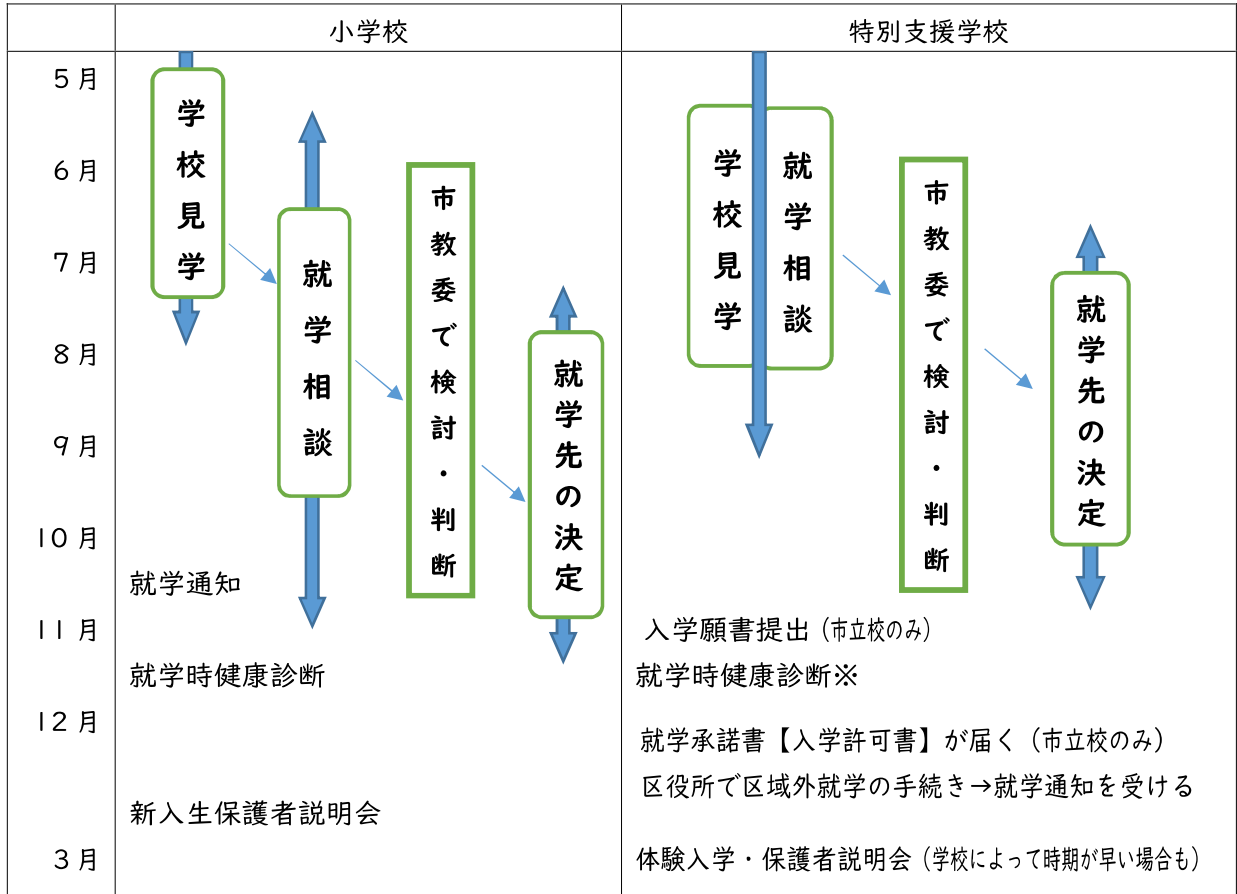
## 2. 小学校の特別支援学級・特別支援学校の小学部への入学までの流れは？

### (1) 就学先決定までの手続きの概要



## (2) 小学校・特別支援学校入学までの流れ

※日程は学校によって異なります



☆新年度の体制を整える必要があるため、11月中旬頃までの決定を目標にしています。

※就学時健康診断…県立特別支援学校に就学される方は、必ず、校区の小学校で受けてください。

### 3. どんな学びの場(就学先)があるの？

それぞれの学校や学級には様々な特色があります。お子様の学びの場として最もふさわしい就学先・学びの場を考えましょう。

#### (1) 小学校の特別支援学級(1学級8人以下)

- ・知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級があります。難聴学級は、神戸祇園小学校に設置されています。
- ・子供の実態に応じた特別な教育課程を編成し、自立活動や教科等ごとに個別の指導計画を作成して、指導・支援を行います。
- ・子供の課題に合わせて、「交流及び共同学習」として通常の学級で学ぶ時間を設定することもできますが、原則、全時間の半数以上は特別支援学級で授業を受けることになります。

#### (2) 特別支援学校の小学部(1グループに複数の担任等が指導)

- ・障害種別ごとに部門が設置されています(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱)。
- ・子供の実態に応じた特別な教育課程を編成し、自立活動や教科等ごとに個別の指導計画を作成して、指導・支援を行います。
- ・居住地の小学校で「交流及び共同学習」を行うことができます。

・特別支援学校ごとに通学区域が決められています。

学校	障害種別（部門等）	通学区域等（神戸市内のみ記載）
県立芦屋特別支援学校	知的障害	東灘区（魚崎・本山南・本庄中学校区）
市立灘さくら支援学校	知的障害	東灘（本山・住吉・御影・向洋中学校区）・灘・中央区
	肢体不自由	東灘・灘・中央区
市立友生支援学校	知的障害	兵庫・長田区
	肢体不自由	
	病弱	わらび訪問教育部 みなと分教室
市立青陽須磨支援学校	知的障害	須磨区・垂水区東部（桃山台・塩屋・福田・垂水・垂水東中学校区）
	肢体不自由	
市立いぶき明生支援学校	知的障害	垂水区西部（歌敷山・星陵台・多聞東・本多聞・舞子・神陵台中学校区） 西区（太山寺・長坂・井吹台・伊川谷・櫛谷・玉津・王塚台・平野・西神・岩岡中学校区）
	肢体不自由（本校）	
	肢体不自由児 訪問教育部	みどり学級 にこにこ学級
県立神戸特別支援学校	知的障害	北区
	肢体不自由	
県立のじぎく特別支援学校	知的障害	西区（押部谷・神出・桜が丘中学校区）
	肢体不自由	
市立盲学校	視覚障害	神戸市全域
県立視覚特別支援学校	視覚障害	県内全域
県立神戸聴覚特別支援学校	聴覚障害	県内全域

#### ※小学校の通常の学級（1学級40人以下）

- ・多くの子供たちで意見交換しながら学習をすすめ、各教科等の学力を身につけます。
- ・神戸市通級指導教室を活用することにより、担任等と相談しながら、環境調整等の支援を行います。

#### ※各特別支援学校の入学までの手続きや神戸市通級指導教室の所在地等は

⇒「障害のある子供たちのための学校」<https://www.city.kobe.lg.jp/a98017/kosodate/sodan/special/school.html>

## 4. 発達について相談するところは？

○お子様の発達について相談されたい場合は、次の相談機関にお問い合わせください。

### (1) 療育センター

- ・神戸市総合療育センター（市内全域） 646-5291
- ・神戸市東部療育センター（東灘・灘区にお住まいの方） 451-7550
- ・神戸市西部療育センター（垂水・西区にお住まいの方） 708-0572

### (2) 神戸市こども家庭センター 発達相談係

382-2525

#### ※その他の相談機関は

⇒「障害のある子ども・医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/handbook.html>

#### 相談例

- ・友達とのトラブルが多くて…
- ・言葉が少なく、うまくコミュニケーションできなくて…



## < 事業内容 >

- インクル相談員は、幼稚園の教育活動において、特別支援教育に関わる支援を要する幼児について、幼稚園からの相談をお受けします。
- インクル相談員は、その幼稚園を訪問し、幼児の状況を把握します。
- 幼児への支援や、幼稚園での支援体制の構築、幼・小連携の推進などについての助言をさせていただきます。
- 相談のあったケースについて、どの関係機関へつなぐのがよいかなどを必要に応じて話し合い、その連携のための連絡調整などを行います。
- 直接幼児に対して指導を行ったり、保護者と面談したりすることはありません。小学校へのスムーズな移行ができるように、幼児や保護者との関わり等について、アドバイスをさせていただきます。



## 令和2年度 < 配置幼稚園 >

**神戸市立御影幼稚園**  
 神戸市東灘区御影石町 3-13-1  
 担当者：土居下晃宏  
 連絡先：070-2300-5217  
 担当区：東灘区・灘区・

**神戸市立あづま幼稚園**  
 神戸市中央区吾妻通 4-1-6  
 担当者：天王寺康裕  
 連絡先：070-2325-7388  
 担当区：中央区・兵庫区

**神戸市立やまびこ幼稚園**  
 神戸市北区花山東町 3-2  
 担当者：佐藤智一  
 連絡先：070-2300-5218  
 担当区：北区

**神戸市立名谷きぼうの丘幼稚園**  
 神戸市須磨区東落合 2-18-1  
 担当者：竹田欣也  
 連絡先：070-2325-7389  
 担当区：長田区・須磨区

**神戸市立たるみ幼稚園**  
 神戸市垂水区高丸 6-3-1  
 担当者：山口正晃  
 連絡先：070-2300-5219  
 担当区：垂水区・西区

神戸市幼稚園インクルーシブ教育推進相談員



よろしくお願ひします

インクルーシブ教育相談員が配置されました。

幼稚園から小学校への  
スムーズな移行をお手伝いします。

神戸市教育委員会事務局  
特別支援教育課



## ＜ 関係機関一覧 ＞

相談の内容	機関名と電話番号	
障害のある子供 についての相談	特別支援教育課 教育相談室（元町北会館）	321-6866
きこえやことば、 人とのかかわり 方等	きこえとことばの教室 稗田教室 801-2551 湊川多聞教室 351-6560 谷上教室 583-0761 道場教室 985-2680 板宿教室 732-9541 西落合教室 792-5535 西脇教室 782-6367 枝吉教室 928-0838	
集団にとけこみ にくい	そだちとこころの教室 本山南教室 452-0073 神戸生田教室 333-7661 小部教室 593-3113 竜が台教室 792-2380 垂水教室 707-6229 竹の台教室 991-4899	
LD・ADHD等 が疑われる	学校生活支援教員が配置されている教室 ＜小学校＞ 本山南教室 452-0073 西落合教室 792-5535 西脇教室 782-6367 竹の台教室 991-4899  ＜中学校＞ 湊川多聞教室 351-6560 谷上教室 583-0761	
視覚障害、 知的障害、 肢体不自由、 病弱	特別支援学校 青陽東養護学校 871-1800 芦屋特別支援学校 0797-25-5311 友生支援学校 576-6120 神戸特別支援学校 592-6767 青陽須磨支援学校 793-1006 市立盲学校（ひとみ教室） 360-1133 視覚特別支援学校 751-3291 神戸聴覚特別支援学校 709-9301 上野ヶ原特別支援学校 563-3434 いぶき明生支援学校 997-6311 のじぎく特別支援学校 994-0196 西神戸高等特別支援学校 991-2050	



家庭環境、学校、 心身障害、非行、 不登校、発達障害 など	神戸市こども家庭センター （児童相談所）	382-2525
発達の遅れ、障害 の疑い	神戸市東部療育センター 神戸市総合療育センター 神戸市西部療育センター	451-7550・7552 646-5291 708-0572・0573
子育て、虐待、 思春期問題等	各区こども家庭支援室 東灘区 856-8080 灘区 843-7035 中央区 232-0415 兵庫区 512-2525 北区 595-4150 （北神担当） 981-1748 長田区 521-0415 須磨区 731-8080 北須磨支所 793-8080 垂水区 705-1150 西区 929-4150	

神戸市内には、様々な教育や子育てについて相談できる機関があります。  
どの機関に相談するのがよいか、共に考えるのが「インクル相談員」です。  
まずは幼稚園の中で、支援が必要だと感じられた幼児さんがおられた時に、  
最寄りの担当者にご連絡ください。



### 《相談の流れ》

- ① 幼稚園長が相談員に電話で申し込む
- ② 相談員が相談のあった幼稚園に訪問する
- ③ 相談員が幼稚園への助言、関係機関の紹介等を行う

小学校までの大切な期間に、共に子供たちのことを考え、より良い支援に  
つなげることができるように、インクル相談員をご活用ください。



様式の参考例  
(厚生労働省ホームページより)

保育所児童保育要録 (入所に関する記録)

児 童	ふりがな 氏 名				性 別	
		年      月      日生				
	現住所					
保 護 者	ふりがな 氏 名					
	現住所					
入 所		年      月      日	卒 所		年      月      日	
就学先						
	保育所名 及び所在地					
	施 設 長 氏 名					
	担当保育士 氏 名					



### 保育所児童保育要録（保育に関する記録）

本資料は、就学に際して保育所と小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための資料である。

<b>保育の過程と子どもの育ちに関する事項</b>		<b>最終年度に至るまでの育ちに関する事項</b>
(最終年度の重点)		<p style="text-align: center;"><b>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</b></p> <p style="text-align: center;">※各項目の内容等については、別紙に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について」を参照すること。</p> <p style="text-align: center;">健康な心と体</p> <p style="text-align: center;">自立心</p> <p style="text-align: center;">協同性</p> <p style="text-align: center;">道徳性・規範意識の芽生え</p> <p style="text-align: center;">社会生活との関わり</p> <p style="text-align: center;">思考力の芽生え</p> <p style="text-align: center;">自然との関わり・生命尊重</p> <p style="text-align: center;">数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚</p> <p style="text-align: center;">言葉による伝え合い</p> <p style="text-align: center;">豊かな感性と表現</p>
(個人の重点)		
<b>ねらい (発達を捉える視点)</b>		
<b>健康</b>	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。	
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。	
	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。	
<b>人間関係</b>	保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。	
	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。	
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。	
<b>環境</b>	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。	
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。	
	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。	
<b>言葉</b>	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。	
	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。	
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。	
<b>表現</b>	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。	
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。	
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	
(特に配慮すべき事項)		

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されることを念頭に置き、次の各事項を記入すること。

- 保育の過程と子どもの育ちに関する事項
- \*最終年度の重点：年度当初に、全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。
- \*個人の重点：1年間を振り返って、子どもの指導について特に重視してきた点を記入すること。
- \*保育の展開と子どもの育ち：最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達の姿（保育所保育指針第2章「保育の内容」に示された各領域のねらいを視点として、子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの）を、保育所の生活を通して全体的、総合的に捉えて記入すること。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。あわせて、就学後の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。別紙を参照し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。
- \*特に配慮すべき事項：子どもの健康の状況等、就学後の指導において配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。
- 最終年度に至るまでの育ちに関する事項
  - 子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに関し、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えられることを記入すること。

(様式の参考例)

(別紙)

## 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について

<p>保育所保育指針第1章「総則」に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育所保育指針第2章「保育の内容」に示されたねらい及び内容に基づいて、各保育所で、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、保育所保育において育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿であり、特に小学校就学の始期に達する直前の年度の後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、とりわけ子どもの自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性にに応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての子どもに同じように見られるものではないことに留意すること。</p>	
<b>健康な心と体</b>	保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
<b>自立心</b>	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
<b>協同性</b>	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
<b>道徳性・規範意識の芽生え</b>	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
<b>社会生活との関わり</b>	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになる。また、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
<b>思考力の芽生え</b>	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
<b>自然との関わり・生命尊重</b>	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
<b>数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚</b>	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
<b>言葉による伝え合い</b>	保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
<b>豊かな感性と表現</b>	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

保育所児童保育要録（保育に関する記録）の記入に当たっては、特に小学校における子どもの指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。

様式の参考例  
(内閣府ホームページより)

幼保連携型認定こども園園児指導要録(学籍等に関する記録)

年度 区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
学 級				
整理番号				

園 児	ふりがな 氏 名				性 別	
	平成 年 月 日生					
	現住所					
保護者	ふりがな 氏 名					
	現住所					
入 園	平成 年 月 日	入園前の 状 況				
転 入 園	平成 年 月 日					
転・退園	平成 年 月 日	進学・ 就学先等				
修 了	平成 年 月 日					
園 名 及び所在地						
年度及び入園(転入園) ・進級時等の園児の年齢	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	
園 長 氏名 印						
担 当 者 氏名 印						
年度及び入園(転入園) ・進級時等の園児の年齢	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	
園 長 氏名 印						
学級担任者 氏名 印						

### 幼保連携型認定こども園園児指導要録(指導等に関する記録)

ふりがな		性別		平成 年度	平成 年度	平成 年度
氏名				(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)
	平成 年 月 日生			(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)
ねらい (発達を捉える視点)						
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。			指 導 の 重 点 等		
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。					
人間関係	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。			指 導 上 の 参 考 と な る 事 項		
	幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。					
環境	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。			参 考 と な る 事 項		
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。					
言葉	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。			参 考 と な る 事 項		
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。					
表現	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。			参 考 と な る 事 項		
	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。					
出欠状況	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。			参 考 と な る 事 項		
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育教諭等や友達と心を通わせる。					
出欠状況	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。			参 考 と な る 事 項		
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。					
出欠状況	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。			参 考 と な る 事 項		
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。					
出欠状況	年度	年度	年度	(特に配慮すべき事項)	(特に配慮すべき事項)	(特に配慮すべき事項)
教育日数						
出席日数						

#### 【満3歳未満の園児に関する記録】

関園する育事に	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入  
 個人の重点：1年間を振り返って、当該園児の指導について特に重視してきた点を記入  
 指導上参考となる事項：

(1) 次の事項について記入

- ① 1年間の指導の過程と園児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
  - ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された養護に関する事項を踏まえ、第2章第3の「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該園児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。
  - ・ その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
  - ・ 園生活を通して全体的、総合的に捉えた園児の発達の姿。
- ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

(2) 「特に配慮すべき事項」には、園児の健康の状況等、指導上特記すべき事項がある場合に記入

園児の育ちに関する事項： 当該園児の、次の年度の指導に特に必要と考えられる育ちに関する事項や配慮事項、健康の状況等の留意事項等について記入

# 幼保連携型認定こども園園児指導要録(最終学年の指導に関する記録)

ふりがな		平成 年度		
氏名	指導の重点等 (学年の重点)			
	平成 年 月 日生			
性別	(個人の重点)			
ねらい (発達を捉える視点)		指導 上 参 考 と な る 事 項  (特に配慮すべき事項)		
健康	健全な心と体 幼保連携型認定こども園における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。			
	自立心 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。			
人間関係	協同性 友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。			
	道徳性・規範意識の芽生え 友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくり、守ったりするようになる。			
環境	社会生活との関わり 家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考え、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼保連携型認定こども園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。			
	思考力の芽生え 身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたり、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。			
言葉	自然との関わり・生命尊重 自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたり、大切にすることを覚えるようになる。			
	数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。			
表現	言葉による伝え合い 保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。			
	豊かな感性と表現 心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。			
出欠状況	年度			
	教育日数			
	出席日数			

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入  
 個人の重点：1年間を振り返って、当該園児の指導について特に重視してきた点を記入  
 指導上参考となる事項：

(1) 次の事項について記入

- ① 1年間の指導の過程と園児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
  - ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された養護に関する事項を踏まえ、第2章第3の「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該園児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
  - ・ 園生活を通して全体的、総合的に捉えた園児の発達の姿。
- ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
- ③ 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章総則に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して園児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に園児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。

(2) 「特に配慮すべき事項」には、園児の健康の状況等、指導上特記すべき事項がある場合に記入すること。

幼稚園幼児指導要録(学籍に関する記録)

区分 \ 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
学 級				
整理番号				

幼 児	ふりがな 氏 名				性 別	
		平成 年 月 日生				
	現住所					
保 護 者	ふりがな 氏 名					
	現住所					
入 園	平成 年 月 日	入園前の 状 況				
転 入 園	平成 年 月 日					
転・退園	平成 年 月 日	進学先等				
修 了	平成 年 月 日					
幼 稚 園 名 及 び 所 在 地						
年度及び入園(転入園) ・進級時の幼児の年齢	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月	平成 年度 歳 か月		
園 長 氏 名 印						
学級担任者 氏 名 印						

### 幼稚園幼児指導要録(指導に関する記録)

ふりがな		平成 年度			平成 年度			平成 年度					
		(学年の重点)			(学年の重点)			(学年の重点)					
氏名	-----									指導の重点等			
	平成 年 月 日生												
性別	ねらい (発達を捉える視点)									(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)	
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。									指導上参考となる事項			
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。												
人間関係	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。									指導上参考となる事項			
	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。												
環境	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。									指導上参考となる事項			
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。												
言葉	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。									指導上参考となる事項			
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。												
表現	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。									指導上参考となる事項			
	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。												
出欠状況	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。									指導上参考となる事項			
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。												
出欠状況	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。									指導上参考となる事項			
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。												
出欠状況	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。									指導上参考となる事項			
	-----												
出欠状況	年度	年度	年度	備考									
	教育日数												
出欠状況	年度	年度	年度	備考									
	出席日数												

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入  
 個人の重点：1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入  
 指導上参考となる事項：

- (1) 次の事項について記入すること。
  - ① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
    - ・幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
    - ・幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。
  - ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
- (2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。

備考：教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通した幼児の発達の姿を記入すること。

# 幼稚園幼児指導要録（最終学年の指導に関する記録）

平成 年度		指導の重点等		幼稚園期の終わりにまでに育ってほしい姿			
(学年の重点)				<p>「幼稚園期の終わりにまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。「幼稚園期の終わりにまでに育ってほしい姿」は、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特徴に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意すること。</p>			
氏名		健康な心と体				幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。	
性別		自立心				身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。	
ねらい (発達を促せる視点)		協同性				友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。	
健康		人間関係				友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。	
健康		環境				家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考へて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。	
人間関係		言葉				身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付く、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。	
環境		表現				自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。	
言葉		表				数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	
言葉		現代				遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。	
言葉		現代		言葉による伝え合い			
言葉		現代		豊かな感性と表現			
言葉		現代		心動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。			
出欠状況		備考					
年度							
教育日数							
出席日数							

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入  
 個人の重点：1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入  
 指導上参考となる事項：

- 次の事項について記入すること。
  - 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
    - 幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
    - 幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。
  - 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
  - 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼稚園教育要領第1章総則に示された「幼稚園期の終わりにまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。また、「幼稚園期の終わりにまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に幼児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。
- 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。  
 備考：教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通じた幼児の発達の姿を記入すること。



神戸市療育ネットワーク会議「第3回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」  
議事要旨

(日 時) 令和2年12月17日(木) 15:00～17:00

(場 所) 三宮研修センター 705会議室

○…委員意見・質問 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

### 1. 会議の進め方と検討課題等の確認

- 当会議は4つの段階で議論を進める。①現状の把握、②課題の抽出、③あるべき姿の検討、④課題の解決方法の検討(仕組みの見直し、支援の充実等)  
まず、神戸市の支援体制の現状を整理し、ご理解いただいたうえで、課題解決に向けた議論を進める。
- 当会議の検討内容は、①相談窓口の整理と役割分担の明確化(市民と関係機関への周知方法)、②就学相談、就学時のつなぎ、③支援情報の一元管理・システム化、としている。
- 就学前の子どもたちの支援の充実のために長期的に取り組む必要があるため、当会議は来年度以降も継続して開催していきたいと考えている。

### 2. 神戸市こども家庭センターの調査について

<事務局より資料1について説明後、質疑応答>

- 「神戸市こども家庭センターにおける発達相談の状況調査(速報版)」について概要説明
- 調査資料の「記載なし」の意味について
- こども家庭センターの児童福祉司が記載した相談記録を読み取り、その内容を分類してデータ化したため、記載されていない内容は「記載なし」として表記している。

### 3. こうべ学びの支援センターについて

<事務局より資料2について説明後、質疑応答>

- 学校の現場でも相談件数が増加しているが、学校からの相談内容に変化はあるのか。
- 統計的にお示しするものはないが、それほど大きく変わっていない。
- 中学生の相談が増加した等、学年によって変化はあるのか。
- 相談対応の中心となるのは、小学校低学年。その時期に、読み書きや学習についていけなくなる等の課題が出てくるので、相談件数が多い。
- 学びの支援センターでは、電話相談を受けているのか。
- 電話相談は受けていない。
- 「保護者・学校からの相談」について
- 相談の始まりは、「保護者が学校を通して」「学校が保護者と面談をして」となるが、受け付けてから実際の検査面談までに2か月程度かかる。待機期間や出向くことの抵抗感から保護者の方からの辞退もある。
- 「医療教育相談」後の状況について
- 当センターの検査面談は継続しないので、医療教育相談で医師より医療機関への受診をアドバイスされ、実際に医療機関を受診される方もいれば、学校の対応の中で適応していきたい

という考えの保護者の方もいる。

- 通常学級に在籍している児童・生徒に関しても、相談後は、個別の指導計画が立てられているのか。
- 計画を立てることを必須としている。

#### 4. 神戸市の発達相談支援体制について

<事務局より資料3, 4について説明後、委員による意見交換>

- 各機関の役割が明示されており、これまでより分かりやすくなった。こども家庭センターに「家庭間調整を必要とする専門的な相談機能」を明記したことはよい。子どもの発達に関する相談や支援だけでは限界のあるケースもある。家庭への踏み込んだ働きかけが出来る機関を支援者が知ることで、障害児支援事業所等が気になるケースを抱え込まずに支援ができる。
- 「私立保育園連盟子育て相談室」と「私立幼稚園連盟相談室」の位置づけは異なるのか。
- 最終的には各連盟の確認が必要だが、事務局の理解としては、私立幼稚園連盟の相談室は心理士が発達検査をされているので、私立保育園連盟子育て相談室とは分けて位置づけた。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスの質の向上について、神戸市の現状を伺いたい。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所に関する監査指導は福祉局が所管しており、事業所への巡回指導を行い、昨年度より合同研修も実施している。
  
- 保護者の方が、まず最初に電話をしたら相談に乗ってもらえる電話窓口がほしい。
- 市民に一番身近に感じる相談機関は区役所だと思う。
- 現状では区役所が一般的な電話の窓口だが、専門的な内容になると対応に限界がある。そこで、今考えているのは、発達に関する相談支援機関について、それぞれの機関の職員がある程度の対応ができるような資料を作成して周知したいと考えている。保護者の方も同様にホームページ上で確認できるもの。そういう意味では、最初の相談は生活の場と子育て相談窓口となるため、それらの機関の職員が分かるようなマニュアル的な資料を想定している。
- 保育所や幼稚園、認定こども園などに所属や関係があれば、そこが身近な相談の窓口の1つになる。もう1つは、乳幼児健診でも相談が始まることが多い。しかし、次に相談するところが、こども家庭センターや医療機関、療育センターだと少しハードルが高い。学校では、多少ハードルは高いが学びの支援センターがある。学校教育では、特別支援コーディネーターの先生が各所にいる。就学前でも、お互いがその機能を知り相談しやすくなることも必要である。
- 乳幼児健診時に子どもの発達に関して上手に説明できない保護者もいる。保育園で気になる子がいる場合は、乳幼児健診の前に園から区役所に相談しておく、健診時にうまく相談につながっている。(情報共有の必要性)
  
- 発達専門相談機関に位置づけられている「児童発達支援センター」「特別支援学校」「特別支援教育課教育相談室」について、ご説明いただきたい。
- 児童発達支援センターは、通所支援以外にも、相談支援や保育所等訪問支援などの地域支援を行うことが国で定義づけられている。特別支援学校には専門職の先生がおり、センター的機能として小中学校の特別支援学級に在籍する児童の相談や、巡回訪問指導を行う。特別支援教育課の教育相談室の電話対応は、1つ目の相談窓口に近い。特別支援教育課としても、今年度よりわかりやすい窓口の検討を始めている。

- 相談支援機関としての障害児相談支援はどこに位置づけられるのか。神戸市では、社会的な支援が有効に作用しておらず、障害児支援利用計画についてもセルフプランが多い。
- 現状としては、相談支援事業所の数が増えていない。アンケートからは、相談支援事業所の採算が取れない、相談員が1人の職場が多い中で職員が孤立する等の課題がある。また、就学前の子どもの相談では、窓口が多くて複雑に感じる、関係機関が多い、成長が早くマネジメントが難しいなどが挙げられている。コーディネーターの知識や経験が必要である。
- 障害児相談支援事業所は、障害福祉サービス利用のためのサービス等利用計画の作成する方が対象となり、対象者が限定される。制度上は基本相談（サービス利用以外の一般的な相談）も含まれるが、基本相談は報酬にならないので、基本相談は地域生活支援センターや区役所が窓口になると思う。障害児相談支援事業所や地域生活支援センターは、発達専門相談機関ではなく、身近な相談機関の位置づけかと思う。
  
- 発達障害を診察できる医療機関が少ないという点に関して、様々な研修会に熱心に参加されている医師も多いのが実情だが、心理士を診療所に置くことはコスト面から大変難しい。
- 発達は長期的なサポートが必要なので、医療機関単独ではなく、療育機関や児童発達支援事業所とのつながりやバックアップシステムが必要である。
  
- 幼稚園の立場から考えると、相談を受けたい保護者がいても、予約待ちの期間が長すぎると、もういいかなと相談をやめてしまう場合がある。相談を受けたい時に出来るだけ早く相談につなげられる体制を作ることが第一である。
  
- 神戸市の発達相談支援体制について、支援機関は相互に関連しあっており、切り分けることができにくいので、役割を明確化することは難しいかもしれないが、きっぱりとした役割の線引きはできないにしても、各機関が、業務について、どこに重きを置くかということを確認しておくことは大切である。
  
- 市民への広報（周知）については、今の若い世代は、パンフレットのような活字の情報はあまり見ない。パンフレット等も必要だが、動画や画像も取り入れて、相談機関のイメージが湧くようにした方がよい。
- 市民への広報を行う際には、ホームページ上で図をクリックすると、相談機関の連絡先などの情報につながるとよい。また、フローチャートなどがあると分かりやすい。  
市民への周知と同時に支援者への周知も必要。園長会等で説明・研修会を行い、職員へ周知してもらおうとよい。
  
- 療育の場面においては、子どもだけでなく親のアセスメントも非常に重要である。療育・保育に関わる専門職には、親のアセスメントもして頂きたい。あるいは、親のアセスメントができる専門機関・専門職としっかり連携して頂きたい。
  
- 支援体制の整理や見直しを行う上で、地域での子育て、子どもは地域で育ち、育てるという視点を忘れてはならない。

## 神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議（概要）

### 1. 趣 旨

本市では、就学前における障害児等の支援を、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等の他、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施している。一方で、関係機関のそれぞれの役割分担や、障害の早期発見から支援までの流れが市民及び支援者にとってわかりにくくなっていること等が課題となっている。

そこで、就学前の発達のご案内になる子ども（\*）の支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図るため、検討会議を開催する。

なお、この会議は「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として位置付けるものとする。

#### \*「発達のご案内になる子ども」の考え方

日常生活や集団での活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）とする。

### 2. 委員（令和3年3月現在）

※五十音順・敬称略

委員	兵庫教育大学大学院 教授	井澤 信三
	神戸市障害者基幹相談支援センター 相談支援主任／統括コーディネーター	伊藤 則正
	神戸女子大学 教授	植戸 貴子
	神戸市私立幼稚園連盟 副理事長	小林 智明
	神戸大学 名誉教授／神戸市総合療育センター診療担当部長 ※会長	高田 哲
	兵庫県立こども発達支援センター長	野中 路子
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介
	関西学院大学 副学長／教授	日浦 直美
	児童発達支援事業所「YMCA おひさま」管理者	松田 康之
	兵庫県 LD 親の会たつの子 副代表	三島 佳世子
神戸市医師会 理事	浪方 由美	

行政関係者	こども家庭局副局長	八乙女 悦範
	こども家庭局母子保健担当部長	東坂 美穂子
	こども家庭局家庭支援課長	吉井 良英
	こども家庭局医務担当課長	三品 浩基
	こども家庭局総合療育センター相談診療担当課長	西田 いづみ
	こども家庭局指導研修担当課長	福本 由美
	こども家庭局幼保振興課長	小園 大介
	こども家庭局こども家庭センター発達相談・判定指導担当課長	西原 美千代
	福祉局障害者支援課長	奥谷 由貴子
	福祉局発達障害者支援センター長	山本 優理
	教育委員会事務局特別支援教育課長	庄田 拓二
	教育委員会事務局こうべ学びの支援センター長	津田 朋厚

### 3. 実施状況

第1回：令和2年 2月13日      第2回：令和2年 7月28日

第3回：令和2年12月17日